

「多可町高齢者生きがい就労事業」業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本町では、元気な高齢者の就労（介護予防、フレイル対策に資する生きがい就労）を町内に広げることにより、社会参加の促進、生きがいの創出につなげていくとともに、地域の担い手創出にもつなげていくことを目的とする。この目的を達成する為の「高齢者生きがい就労事業」の受託事業者を、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 事業の概要

（１）事業名

「多可町高齢者生きがい就労事業」

（２）業務の内容

別紙「多可町高齢者生きがい就労事業委託仕様書」の通り

（３）契約期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

（４）提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

２，６５０千円以内（消費税及び地方消費税込）を上限とし、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、参加申請書提出時点において、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（１）応募者は、公募開始日から遡って５年以内に他自治体等における類似業務の受託実績があり、仕様書に記載の業務を遂行する能力、実績が十分にあること。

（２）多可町競争入札参加名簿に登録があることを原則とする。ただし、未登録の場合は、速やかに上記にかかる申請手続きを行うこと。

問合せ先：多可町役場・財政課 入札・契約担当（☎０７９５－３２－４７７１）

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（４）多可町の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

（５）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

（７）多可町が課する税の滞納をしていないこと。

- (8) 別紙仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

3 手続

(1) 担当部署

多可町 ふくし相談支援課

郵便番号 679-1192

住 所 兵庫県多可郡多可町中区中村町123

電 話 0795-30-2525

電子メールアドレス kaigo-c@town.taka.lg.jp

(2) 提出書類

ア 企画提案書等応募書類

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に掲げる書類を令和5年6月16日（金）までに、持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する特定信書便事業者（以下、「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下、「信書便」という。）により提出すること。なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、令和5年6月16日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。ただし、運搬、送付途上での事故については、提出者の責任とする。また、持参する場合は、閉庁日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く、各日の午前8時30分から午後5時までの間に担当部署の窓口を持参すること。

- | | |
|-------------------|----|
| ・参加申込書（様式1） | 1部 |
| ・参加資格確認書（様式2） | 1部 |
| ・参加企業及び連携先情報（様式3） | 1部 |
| ・会社概要書（任意の様式） | 1部 |
| ・提案書類提出書兼誓約書（様式4） | 1部 |
| ・企画提案書（任意の様式） | 9部 |
| ・見積書（任意の様式） | 1部 |

注：1（4）の提案上限額以下の金額で提示すること。

単価、人員・人日等積算の内訳明細を記載すること。

- | | |
|-----------------------|----|
| ・担当者経歴＜総括責任者＞（様式5） | 1部 |
| ・担当者経歴＜主たる担当者＞（様式5の2） | 1部 |

イ 企画提案書はA4サイズの任意の様式で作成すること。また、枚数は指定しないが、内容は簡潔に記載すること。

ウ 企画提案書は、別紙仕様書に定める要件に従い作成すること。

エ 見積書には、本事業において多可町が負担することとなる費用について、全て記載すること。

(3) 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、担当部署へ電子メール又は書面（様式6）により行うこと。

ア 提出期限は、令和5年5月23日（火）午後5時（必着）とする。

イ 回答は、全ての参加申込者へ電子メールで回答する。

ウ 最終の回答は、令和5年5月30日（火）午後5時までにを行う。

(4) 辞退

参加申込に関する書類を提出した後、参加を辞退する場合は、令和5年6月16日（金）までに辞退届（様式7）を提出すること。なお、すでに受理した参加申込書兼誓約書等については返却しない。

4 審査方法等

(1) 選考体制

審査は、多可町プロポーザル審査委員会（設置要綱 令和4年6月13日告示第73号）が行う。

(2) 評価項目及び配点

別紙「「高齢者生きがい就労事業」業務委託評価基準書」のとおり。

(3) 審査

ア 提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

・実施時間は審査参加者それぞれにつき、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度とする。

イ 審査の結果については、令和5年6月下旬頃に審査対象者へ通知を発送する。

5 契約締結の交渉及び契約締結

(1) 多可町は、審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と地方自治法第234条に定める随意契約締結の交渉を行う。ただし、この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 本業務に係る契約内容については、提案の内容を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、多可町で定めるものとする。

6 日程

プロポーザル実施要領公表	令和5年5月17日（水）
質問書提出期限	令和5年5月23日（火）
質問最終回答日時	令和5年5月30日（火）
企画提案書提出期限	令和5年6月16日（金）
プレゼンテーション	令和5年6月20日（火）
審査結果送付	令和5年6月下旬頃
契約予定日	令和5年7月上旬頃

7 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載がある場合
- (3) 提案書等の作成方法及び提出方法を遵守しない場合
- (4) 見積額が提案上限額を超える場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) その他応募者の失格事項に相当するものと本町が判断した場合

8 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルに係る審査以外の目的で使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、「高齢者生きがい就労事業」業務委託の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。